



北海道の一般廃棄物の不法投棄の状況について

一般廃棄物不法投棄実態調査
(令和3年度(2021年度)実績)

令和5年(2023年)3月

北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課

I 一般廃棄物不法投棄実態調査について

1 目的

本調査は、「北海道廃棄物処理計画」に基づき、市町村の不法投棄防止の取組状況に係る情報を収集し市町村に提供するとともに、「北海道廃棄物不法処理対策戦略会議」等において不法投棄等の対策に関する効果的な手法、施策について検討するための基礎資料を得ることを目的として実施している。

2 方法

道内179市町村へ調査票を配付し、状況を取りまとめた。

3 調査対象期間

令和3年（2021年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日

4 調査項目

- (1) 不法投棄の件数
 - ・ ごみの種類別の不法投棄件数
 - ・ 投棄場所別の不法投棄件数
 - ・ 投棄者別の不法投棄件数
 - ・ 措置状況別の不法投棄件数
- (2) 品目別の不法投棄量
- (3) 市町村が支出した不法投棄ごみの処理費用
- (4) 市町村における不法投棄対策の実施状況

【参考】

○北海道廃棄物処理計画【第5次】（令和2年（2020年）3月策定）

（道の主な施策）（抜粋）

- ① 残存する不法投棄等の不適正処理の状況を的確に把握し、状況に応じた対策を検討の上、原状回復に向けて計画的に対応します。
- ② 北海道警察、海上保安庁等により構成される「北海道廃棄物不法処理対策戦略会議」等により、関係機関が連携して、不法投棄等の未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実に努めます。

○廃棄物の投棄禁止違反の罰則（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

第二十五条 五年以下の懲役若しくは、千万円以下の罰金、又はこの併科

第三十二条 法人の罰金

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、投棄禁止の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して罰金刑（三億円以下の罰金）を科す。

II 調査結果

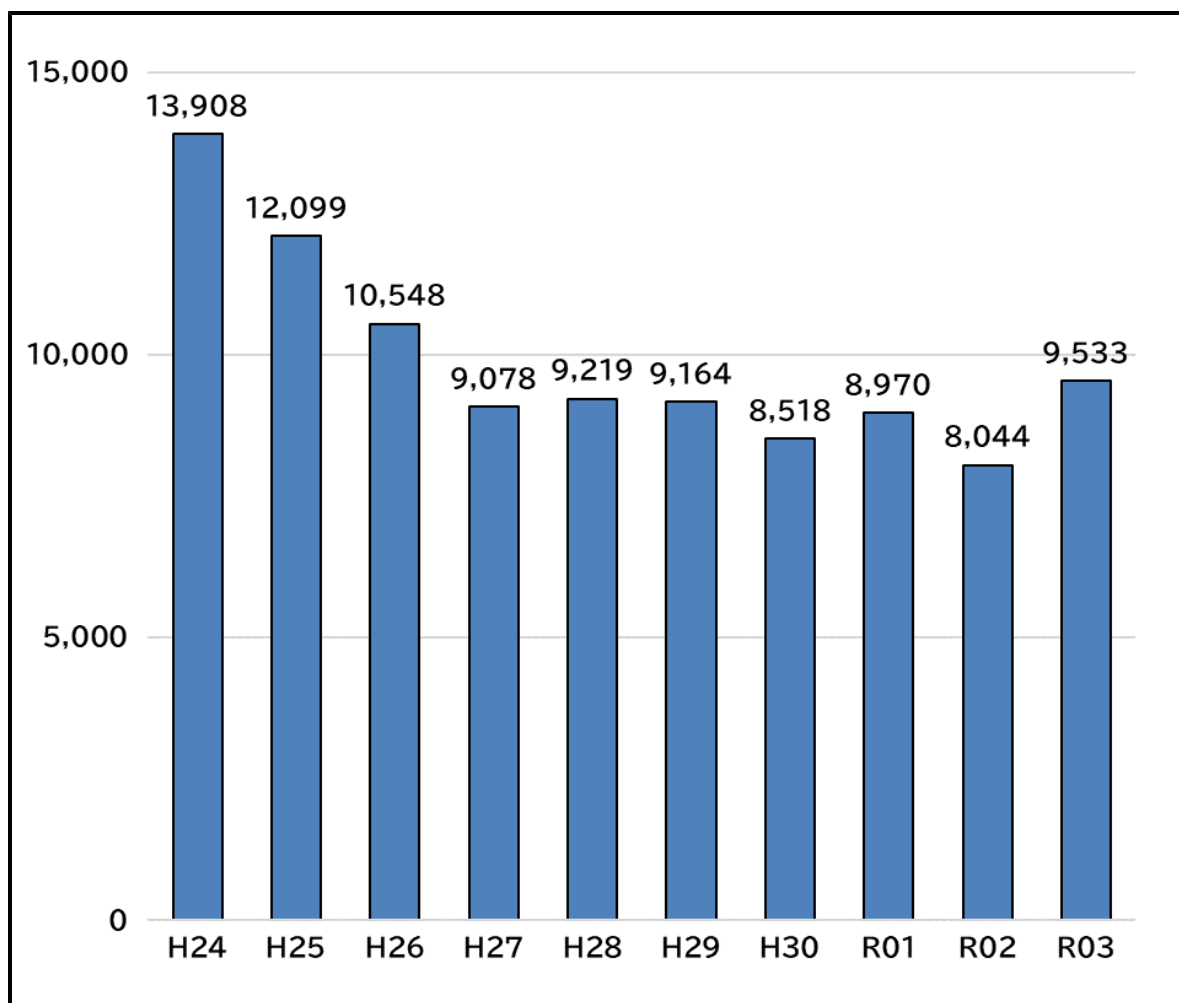
1 不法投棄の件数

令和3年度（2021年度）に道内の市町村において把握した一般廃棄物の不法投棄の件数は、9,533件で、前年度と比べ1,489件の増加となった。

なお、過去10年間の推移をみると、不法投棄の件数は、平成24年度（2012年度）より減少に転じ、平成27年度（2015年度）以降は8～9千件前後で推移している。

図1 不法投棄件数の推移

（単位：件）



2 不法投棄ごみの種類

本調査では、家庭から発生する「生活系ごみ」と、事業場から発生する「事業系ごみ」に分類し、生活系ごみは更に次のとおり分類している。

- ・収集ごみ：市町村がごみステーションなどで収集しているごみ
- ・粗大ごみ：大型の固形廃棄物で、市町村の指定ごみ袋に入らないもの
- ・混合ごみ：収集ごみと粗大ごみが混ざっているもの

令和3年度（2021年度）の一般廃棄物の不法投棄において、ごみの種類が特定されたものは、全体の63.2%であり、そのうち生活系収集ごみが3,865件、生活系粗大ごみが1,282件、続いて、生活系混合ごみが700件、事業系ごみが175件であった。

平成27年度（2015年度）までは、ごみの種類として①生活系粗大ごみ、②生活系混合ごみ、③生活系収集ごみ、④事業系ごみの順番に件数が多い傾向にあったが、平成28年度（2016年度）からは生活系収集ごみの件数が最も多く、次いで生活系粗大ごみ、生活系混合ごみ、事業系ごみの順となっている。

表1 不法投棄ごみの種類

ごみの種類 年度	生活系			事業系 ごみ (構成比(%))	不明 (構成比(%))	合計
	収集ごみ (構成比(%))	粗大ごみ (構成比(%))	混合ごみ (構成比(%))			
令和3年度 (2021年度)	3,865 (40.6%)	1,282 (13.5%)	700 (7.3%)	175 (1.8%)	3,511 (36.8%)	9,533
令和2年度 (2020年度)	1,842 (22.9%)	1,642 (20.4%)	886 (11.0%)	166 (2.1%)	3,508 (43.6%)	8,044
令和元年度 (2019年度)	2,887 (32.2%)	1,586 (17.7%)	823 (9.2%)	122 (1.4%)	3,552 (39.6%)	8,970
平成30年度 (2018年度)	2,560 (30.1%)	1,501 (17.6%)	686 (8.1%)	293 (3.4%)	3,478 (40.8%)	8,518
平成29年度 (2017年度)	3,078 (33.6%)	2,169 (23.7%)	1,031 (11.3%)	239 (2.6%)	2,647 (28.9%)	9,164

※ 四捨五入により、構成比の合計が100%とならない場合がある

図2-1 ごみの種類別の不法投棄件数の推移

(単位：件)

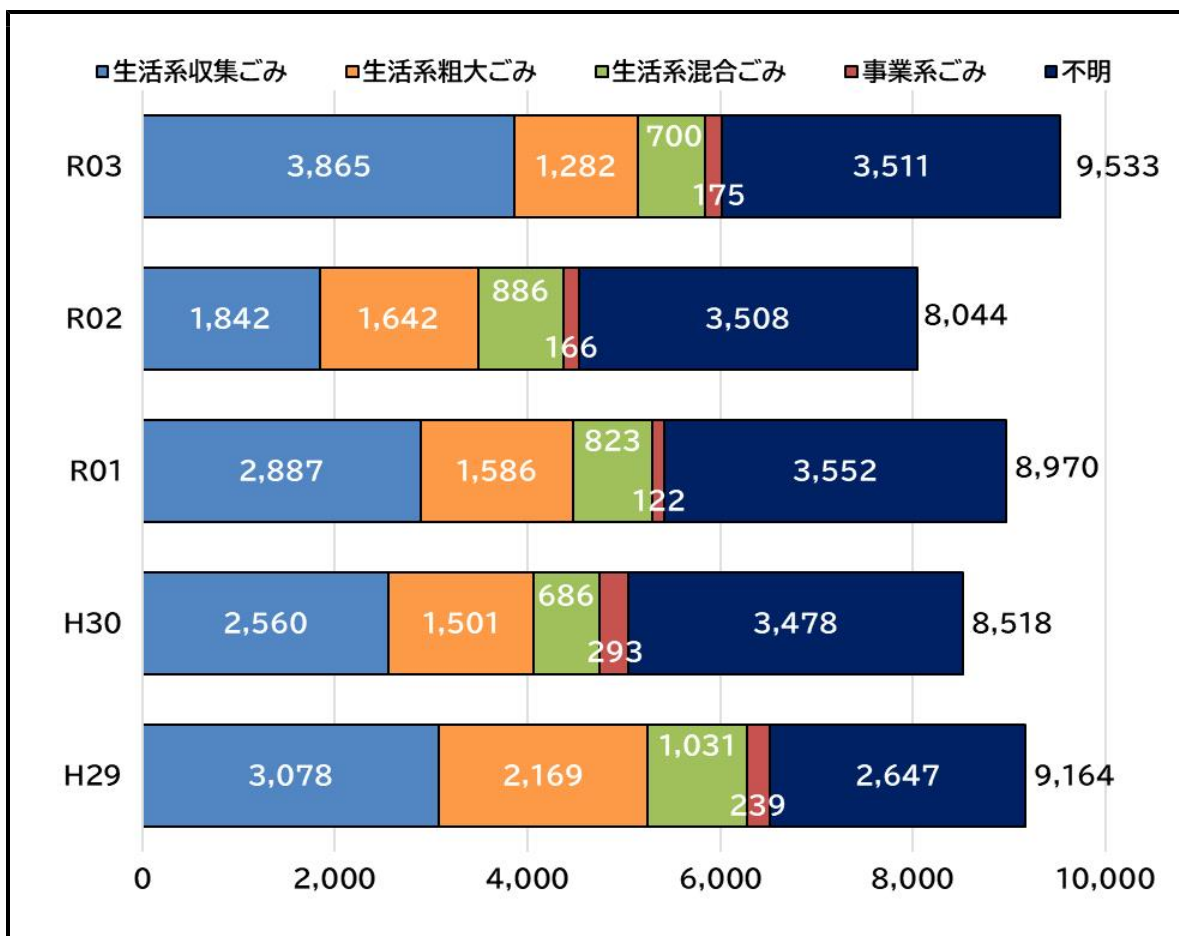
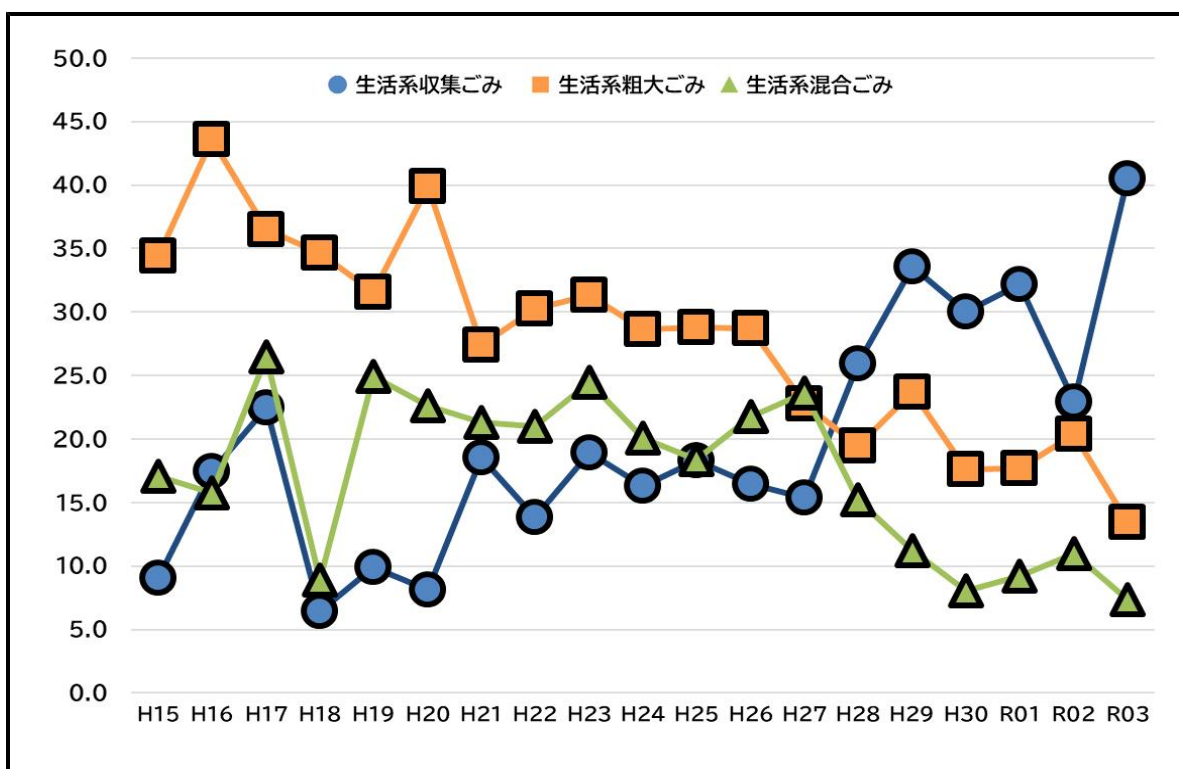


図2-2 全体に占める生活系ごみの種類の割合推移（事業系・不明を除く）

(単位：%)



3 不法投棄ごみの量

(1) ごみの重量

令和3年度（2021年度）の一般廃棄物の不法投棄のうち、ごみの重量を把握した件数及びその重量は、次のとおりである。

重量を把握した2,764件（総件数の約29.0%）の重量合計は約247.4トンであり、一件当たりの重量は約108キログラムであった。

表2 種類別の不法投棄重量

ごみの種類 項 目		生 活 系			事業系ごみ	不 明	合 計
		収集ごみ	粗大ごみ	混合ごみ			
総 件 数	R3	3,865	1,282	700	175	3,511	9,533
	R2	1,842	1,642	886	166	3,508	8,044
重量を把握 した件数	R3	851	727	240	61	885	2,764
	R2	820	871	264	74	1,075	3,104
上 記 重 量 (t)	R3	12.1	32.8	181.2	10.1	11.2	247.4
	R2	13.8	31.2	23.4	5.7	34.0	108.1
一件あたりの 重 量(kg)	R3	14.2	45.2	755.0	166.0	12.6	89.5
	R2	16.9	35.9	88.5	77.1	31.6	34.8

(2) 品目別の不法投棄量

令和3年度（2021年度）における一般廃棄物の不法投棄ごみ量について、品目別では、廃タイヤが最も多く6,813本、続いて廃家電（家電リサイクル法対象品目）が1,909台、廃家電（小型家電リサイクル法対象品目）が361台（うち廃パソコン146台）、廃バッテリーが230台、廃家電（家電・小型家電リサイクル法対象外品目）が189台、廃自動車32台であった。

前年度と比較すると、廃タイヤ、廃自動車及びリサイクル法対象外の廃家電が増加している。

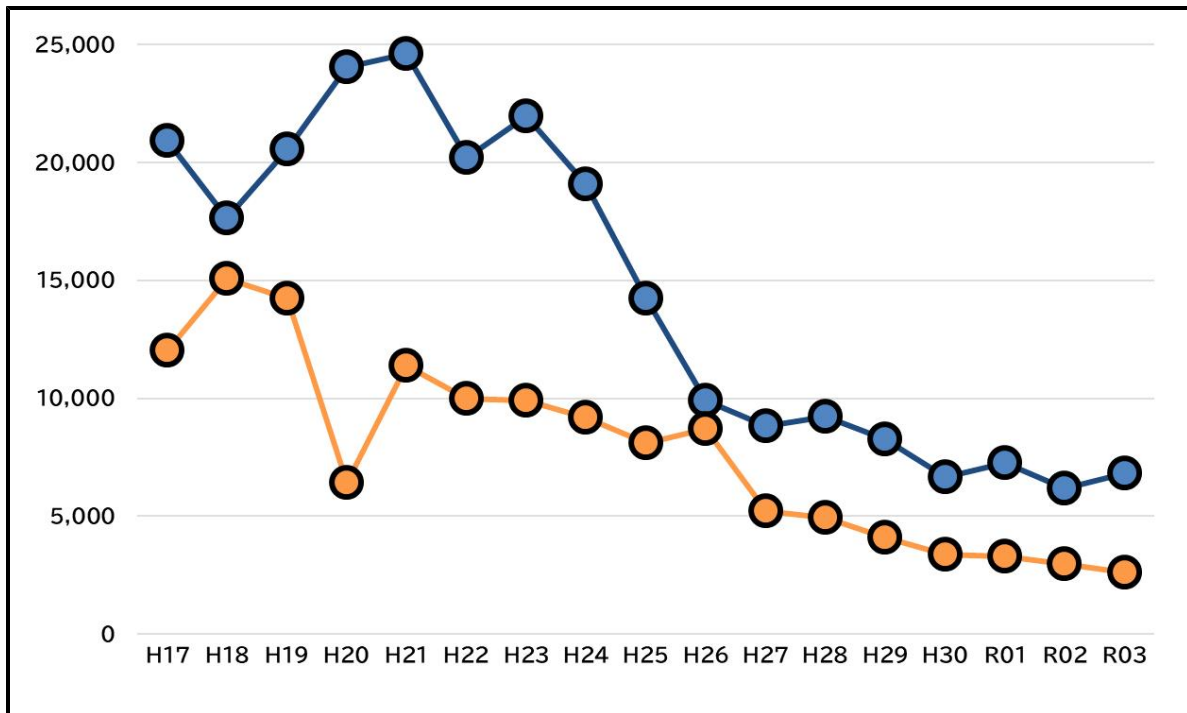
また、これらの品目以外では、家具、布団、消火器、自転車、じゅうたん、ストーブの不法投棄が比較的多数見られており、その他市町村の指定ごみ袋に入ったごみなどの報告もあった。

表3 品目別不法投棄量

品 目 年 度	廃タイヤ [本]	廃バッテリー [台]	廃自動車 [台]	廃 家 電 [台]			
				家電リサイクル法 対 象 品 目	小型家電リサイクル法対象品目 うち廃PC	左記以外 の廃家電	
令和3年度	6,813	230	32	1,909	361	146	189
令和2年度	6,177	243	3	2,155	491	164	146

品目として不法投棄の多い廃タイヤや廃家電の経年変化を見ると、全体的に減少傾向にある。

図3 廃タイヤと廃家電製品の経年推移



【参考】関連する個別リサイクル法の制定

- ・家電リサイクル法 平成10年(1998年)
- ・自動車リサイクル法 平成14年(2002年)
- ・小型家電リサイクル法 平成24年(2012年)

4 投棄場所

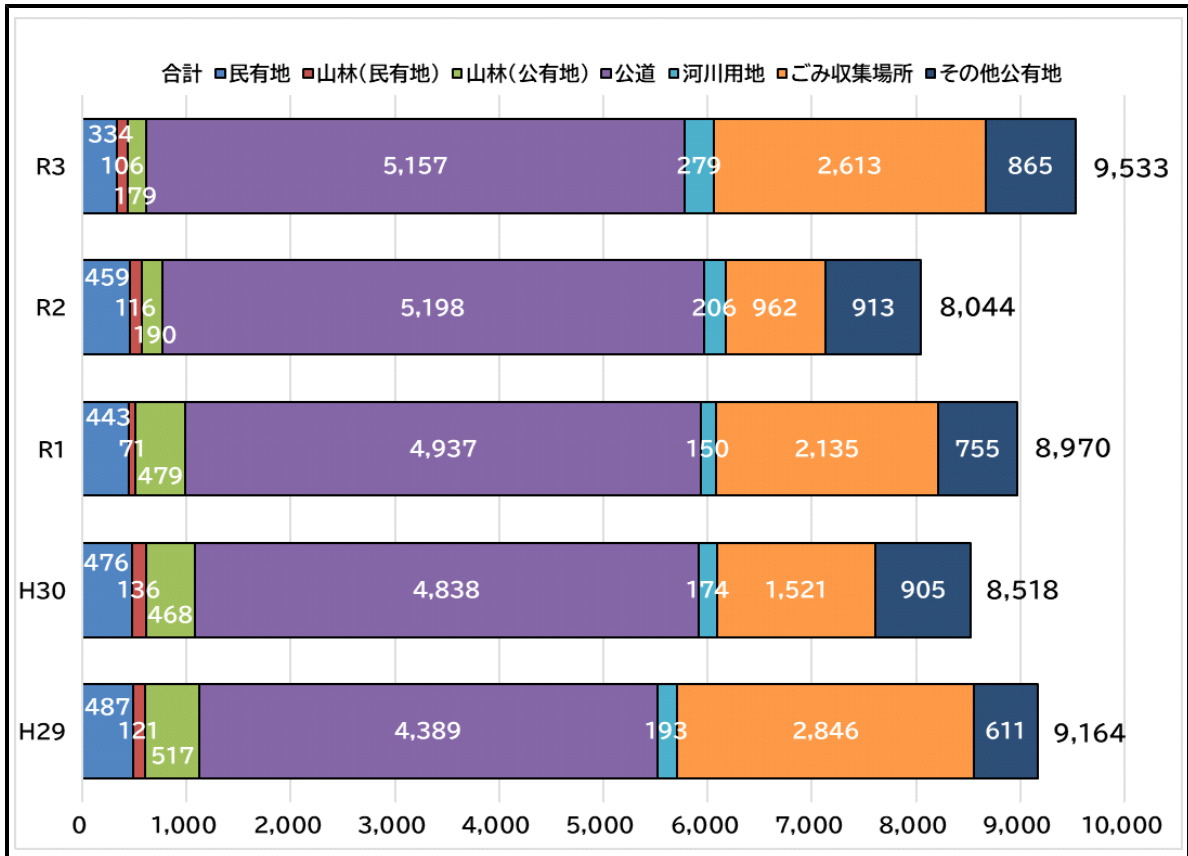
令和3年度（2021年度）に一般廃棄物の不法投棄が確認された場所は、公道が5,157件と最も多く、続いて、ごみ収集場所2,613件、その他公有地865件、山林では民有と公有を合わせ285件、民有地334件、河川用地279件であり、前年度と比較すると、ごみ収集場所及び公有の山林での投棄は半数以下に減少しているが、その他の場所では増加傾向となっている。

表4 投棄場所の内訳

年度	投棄場所 民有地 (構成比(%))	山 林 (民有地) (構成比(%))	山 林 (公有地) (構成比(%))	公 道 (構成比(%))	河川用地 (構成比(%))	ごみ 収集場所 (構成比(%))	その他 公有地 (構成比(%))	合 計
令和3年度	334 (3.5%)	106 (1.1%)	179 (1.9%)	5,157 (54.1%)	279 (2.9%)	2,613 (27.4%)	865 (9.1%)	9,533
令和2年度	459 (5.7%)	116 (1.4%)	190 (2.4%)	5,198 (64.6%)	206 (2.6%)	962 (12.0%)	913 (10.6%)	8,044
令和元年度	443 (4.9%)	71 (0.8%)	479 (5.3%)	4,937 (55.0%)	150 (1.7%)	2,135 (23.8%)	755 (8.4%)	8,970
平成30年度	476 (5.6%)	136 (1.6%)	468 (5.5%)	4,838 (56.8%)	174 (2.0%)	1,521 (17.9%)	905 (10.6%)	8,518
平成29年度	487 (5.3%)	121 (1.3%)	517 (5.6%)	4,389 (47.9%)	193 (2.1%)	2,846 (31.1%)	611 (6.7%)	9,164

図4 投棄場所内訳の推移

(単位：件)



5 投棄者

令和3年度（2021年度）の一般廃棄物の不法投棄において、投棄者が特定されたものは872件（9.1％）で、そのうち住民による投棄が838件と約96％を占め、事業者による投棄は34件であった。

また、過去5年間の推移をみると、大部分は投棄者が不明となっており、投棄者が特定されたものについて、住民による投棄は、当該年度総件数の4～14％、事業者による投棄は当該年度総件数の0.3％～0.8％となっている。

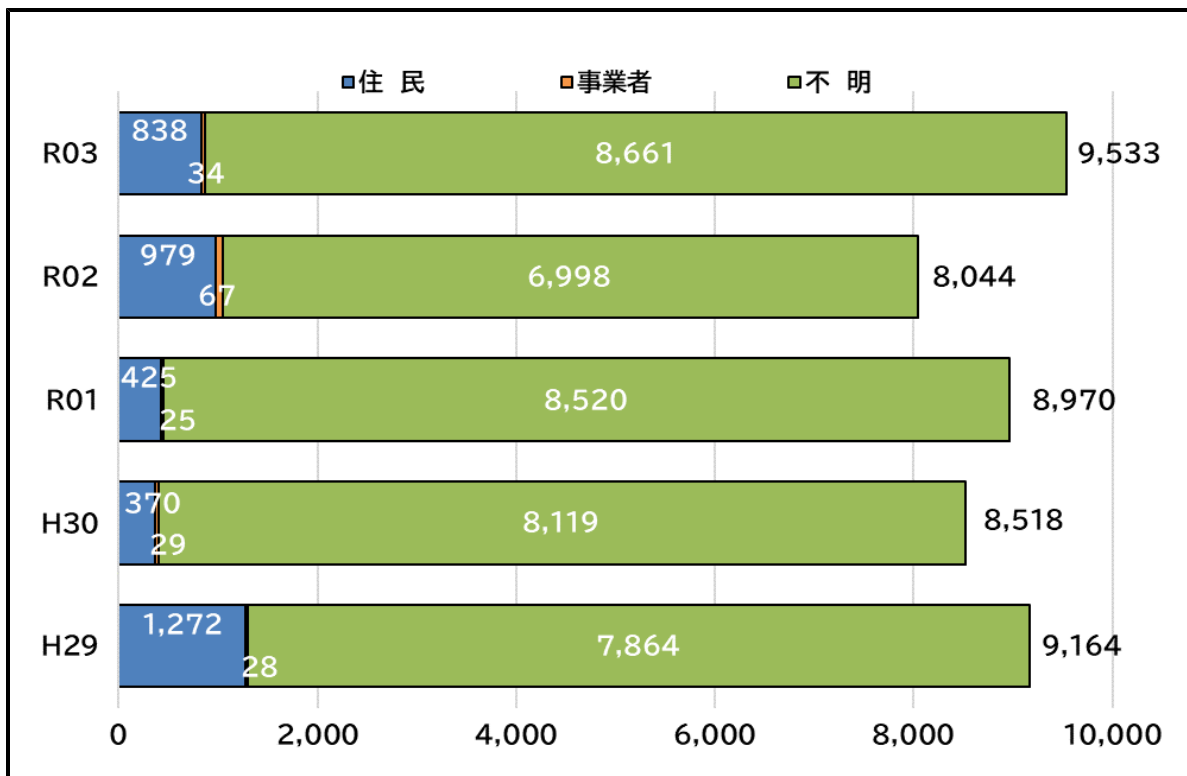
表5 投棄者別不法投棄件数

年 度	投 棄 者 等 件 数	住 民	事 業 者	不 明	合 計
令和3年度	件 数 (構成比(%))	838 (8.8%)	34 (0.4%)	8,661 (90.9%)	9,533
令和2年度	件 数 (構成比(%))	979 (12.2%)	67 (0.8%)	6,998 (87.0%)	8,044
令和元年度	件 数 (構成比(%))	425 (4.7%)	25 (0.3%)	8,520 (95.0%)	8,970
平成30年度	件 数 (構成比(%))	370 (4.3%)	29 (0.3%)	8,119 (95.3%)	8,518
平成29年度	件 数 (構成比(%))	1,272 (13.9%)	28 (0.3%)	7,864 (85.8%)	9,164

※ 四捨五入により、構成比の合計が100%にならない場合がある

図5 投棄者別不法投棄件数の推移

(単位：件)



6 措置状況

一般廃棄物の不法投棄物については、多くが市町村によって撤去等の措置が取られている。

令和3年度（2021年度）の措置状況では、市町村により措置されたものが6,112件と全体の89.1%を占めており、続いて土地所有者に撤去指導等を行い措置されたものが255件（3.7%）、警察の対応により措置されたものが150件（2.2%）、投棄者に対し撤去指導を行い措置されたものが343件（5.0%）であった。

表6 不法投棄ごみの措置状況

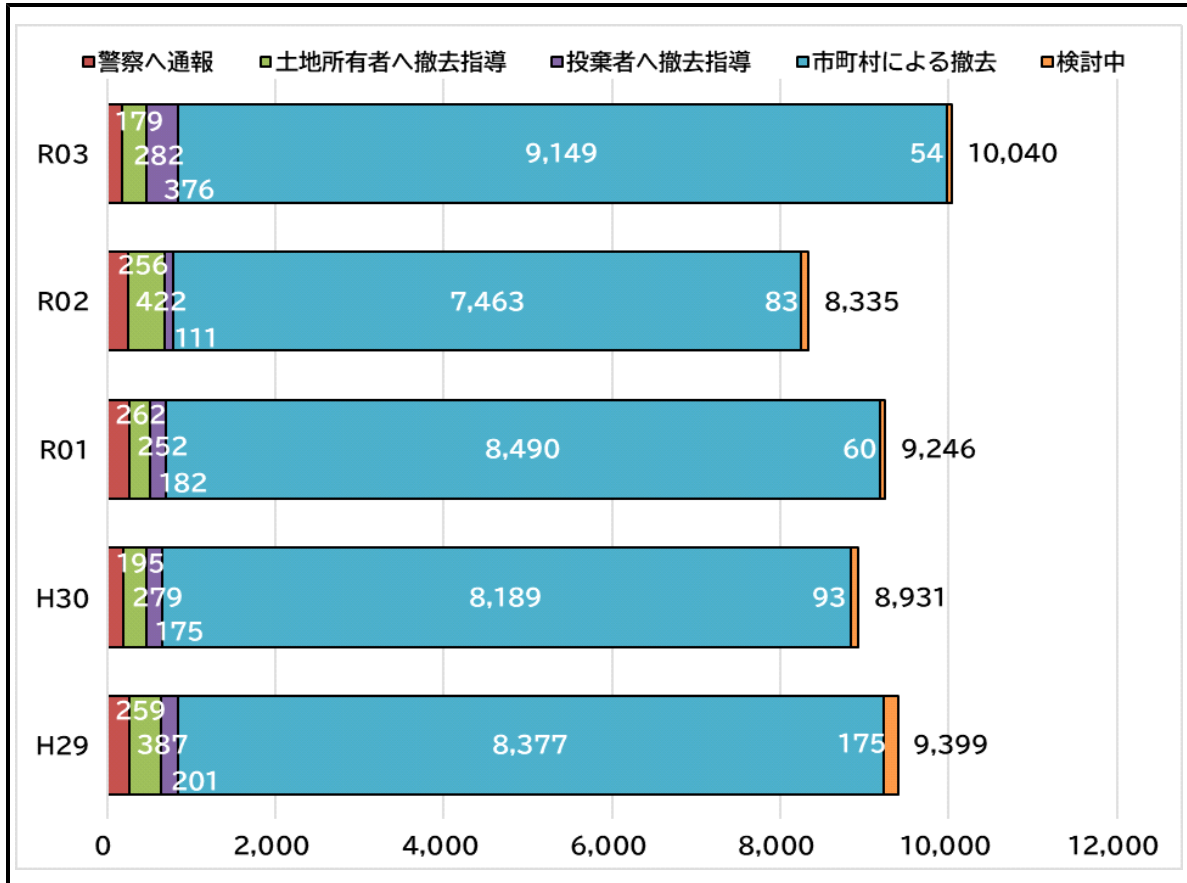
（単位：件）

対応状況 年 度	警察へ通報 (うち措置済)	土地所有者 に対する撤去指導等 (うち措置済)	投 棄 者 に対する撤去指導等 (うち措置済)	市町村による撤去 (予定含む) (うち措置済)	検 討 中	合 計 (うち措置済)
令和3年度	179 (150)	282 (255)	376 (343)	9,149 (6,112)	54	10,040 (6,860)
令和2年度	256 (206)	422 (376)	111 (77)	7,463 (6,608)	83	8,335 (7,267)
令和元年度	262 (212)	252 (228)	182 (113)	8,490 (7,996)	60	9,246 (8,549)
平成30年度	195 (159)	279 (270)	175 (105)	8,189 (7,796)	93	8,931 (8,330)
平成29年度	259 (214)	387 (300)	201 (199)	8,377 (8,631)	175	9,399 (9,344)

※ 複数回答を含むため、総数は、不法投棄総件数と一致しない

図6 不法投棄ごみの措置状況

（単位：件）



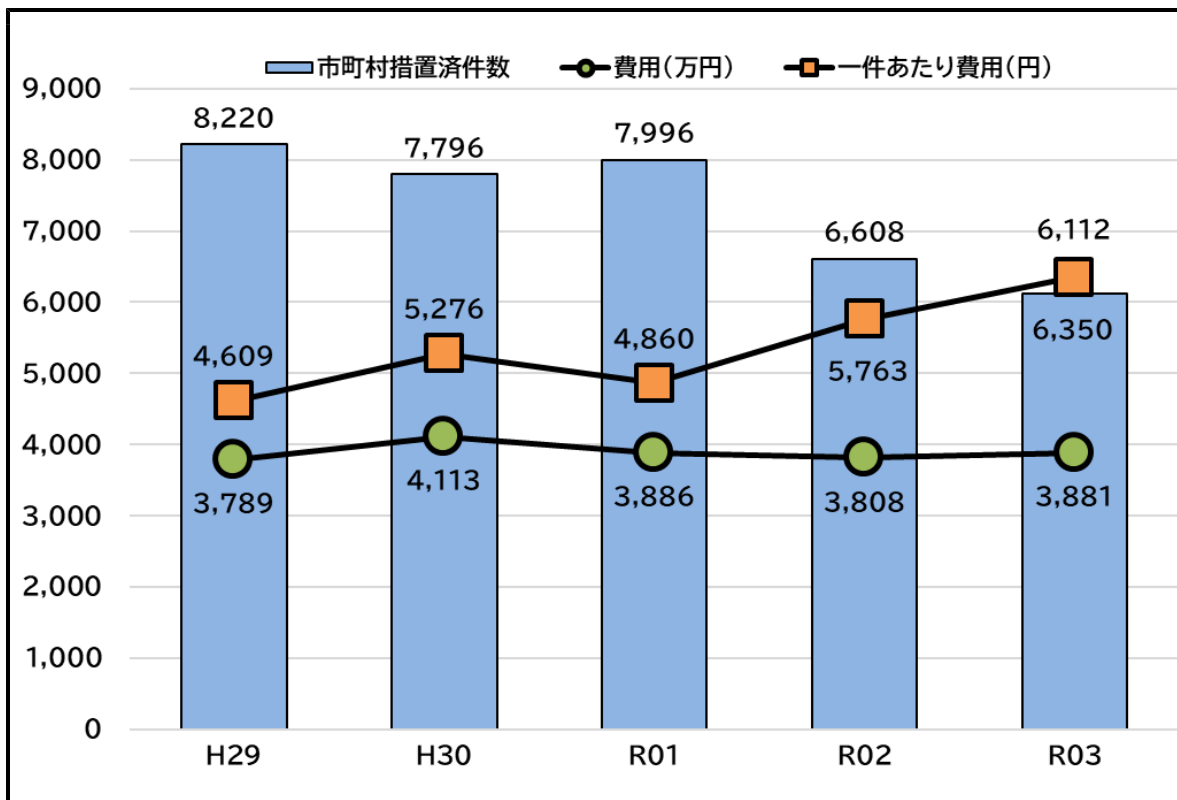
7 不法投棄ごみの処理費用

令和2年度（2020年度）に市町村が、一般廃棄物の不法投棄に係るごみの撤去・処理のために支出した総費用は、全道で約3,880万円、処理の一件あたりに要した費用については約6,350円で、ともに前年度より増加している。

表7 市町村による不法投棄ごみの処理費用

年 度	不法投棄ごみの撤去・処理費用	措置済み件数	一件あたり費用
令和3年度	38,811,204(円)	6,112(件)	6,350(円)
令和2年度	38,081,267(円)	6,608(件)	5,763(円)
令和元年度	38,859,727(円)	7,996(件)	4,860(円)
平成30年度	41,132,427(円)	7,796(件)	5,276(円)
平成29年度	37,886,917(円)	8,220(件)	4,609(円)

図7 市町村が支出した不法投棄ごみの撤去・処理費用の推移



8 市町村における不法投棄防止に向けた対策の実施状況

令和3年度（2021年度）においては、全道179市町村のうち、167市町村で不法投棄防止に向けた取組を実施しており、内容としては、監視パトロール活動や一斉美化活動及び普及・啓発活動が多く、これらの取組を9割以上の市町村が実施している。

表8 市町村における不法投棄防止に向けた対策の実施状況

取組の内容	令和3年度	令和2年度
	実施市町村数（実施率）	
ア 自治体職員、地域住民、NPO等による集中的な監視パトロール活動	135 (75.4%)	128 (74.0%)
イ 一斉美化活動の実施	111 (62.0%)	106 (61.3%)
ウ リデュース、リユース、リサイクル活動の実施	38 (21.2%)	39 (22.5%)
エ ポスターやチラシ、広報誌、ホームページ等による普及・啓発	132 (73.7%)	119 (68.8%)
オ シンポジウム、セミナー、講演会の開催	5 (2.8%)	4 (2.3%)
カ 研修会、施設見学会、環境教育活動の実施	21 (11.7%)	24 (13.9%)
キ パネル展示などのキャンペーン活動	11 (6.2%)	12 (6.9%)
ク その他（違反ごみへのステッカー貼付など）	19 (10.6%)	55 (31.8%)
ア～クのいずれかの取組	169 (94.4%)	161 (93.1%)

※「実施率」の分母は回答のあった市町村数(2年度が173、3年度は179)

【参考】不法投棄等の罰則の強化（平成12年（2000年）以降の主な法改正の変遷）

○平成12年（2000年）

- ・不法投棄に対する罰則を、五年以下の懲役又は千万円（産廃・法人は一億円）以下の罰則に引き上げ
- ・無確認輸出に対する罰則を、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰則に引き上げ

○平成15年（2003年）

- ・不法投棄及び不法焼却の未遂罪を創設
- ・不法投棄に対する罰則を一般・法人についても一億円以下の罰金に引き上げ

○平成16年（2004年）

- ・不法投棄目的の収集運搬に対する罰則の創設
- ・不法焼却に対する罰則を、五年以下の懲役又は千万円（法人一億円以下）の罰金に引き上げ

○平成17年（2005年）

- ・無許可営業や事業範囲変更等に対し、法人重課（一億円）を創設
- ・無確認輸出に対する罰則を、五年以下の懲役又は千万円以下の罰金に引き上げると共に、法人重課（一億円）を創設
- ・無確認輸出の未遂罰、予備罪を創設

○平成22年（2010年）

- ・従業員等が不法投棄等を行った場合は、当該従業員等の事業主である法人に課せられる量刑を三億円以下の罰金に引き上げ